

平成 24 年 6 月 30 日

セクシュアルハラスメントは許しません！！

株式会社 ユアーズ静岡 代表取締役 高田 学

1. **職場におけるセクシュアルハラスメント**は、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

2. 我が社は下記の行為を許しません

「就業規則第 48 条 16 項（服務規律）(1)許可なく会社の施設内および、作業場内で落書、貼紙、文書図書の配布または掲示をしたり無断で集会その他の大衆行動をしてはならない」とは次の通りです。

① わいせつ画像の閲覧、配布、掲示

「就業規則第 48 条 21 項（服務規律）(2)職場において性的な言動等により、他の従業員に対して苦痛を与えること又は就業環境を害することをしてはならない」とは、次の通りです。

② 性的な冗談、からかい、質問

③ 従業員等に不快感を与える性的な言動

④ 性的な噂の流布

⑤ 身体への不必要な接触

⑥ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為

⑦ 交際、性的な関係の強要

⑧ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い など

3. **この方針の対象**は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等も含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4. 相談窓口

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、手紙での相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

本社 総務部 次長 大石 昭夫 又は総務課女性職員

相談には公平に、**プライバシーを守って対応**しますので、安心してご相談ください。

5. セクシュアルハラスメントの行為者に対しては**懲戒処分**を行います。

上記①～⑧のいずれかを行った場合、懲戒委員会により、就業規則第 61 条（譴責）就業規則第 62 条（減給、出勤停止、降格）就業規則第 63 条（懲戒解雇）の処分を行います。

6. 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に**不利益な取り扱い**は行いません。